

●入院時食事療法

入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、
管理栄養士により管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）・適温
で提供しています。

入院時の食事に係る標準負担額（1食につき）

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食当たり）	
●一般（下記以外）	●一般（下記以外）	510円	
		●（例外1）指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等	300円
●低所得者（住民税非課税）	●低所得者Ⅱ（※1）	●過去1年間の入院期間が90日以内	240円
		●過去1年間の入院期間が90日超	190円
該当なし	●低所得者Ⅰ（※2）	110円	

※1 低所得者Ⅱ：①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2 低所得者Ⅰ：①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者、あるいは②老齢福祉年金受給権者

入院患者専用の食堂完備（6F・7F・西館6F）